

1. 調査手続の改善

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
2次調査の申出、調査結果の開示に関する対応	被災者に <u>1次調査と2次調査の相違点等</u> を理解いただくための <u>リーフレット案</u> を作成

主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 被害があったところが損傷程度100%という想定になっているが、実際には被害の程度によって割合を計算するため、そのようなコメントを入れられるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット案裏面を、できるだけ図や端的な言葉で、第1次調査と第2次調査の違い、判定結果が変わり得ることがわかるように修正
<ul style="list-style-type: none"> 発災後は自治体により対応が異なるため、リーフレットは自治体が加工可能な形で配布いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害の大きさについては、損傷面積のほか、その損傷の程度も加味して評価する旨を注書きとして追加 ⇒ 資料2 p.1, 2 参照
<ul style="list-style-type: none"> 被害割合は文字ではわかりづらい。図字する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 作成したリーフレット案は、自治体に対しては加工可能な形で配布予定
<ul style="list-style-type: none"> 近年は水害の発生件数も多いので、水害用のリーフレットも作っていただけるとありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 水害用のリーフレット案も作成 ⇒ 資料2 p.3,4参照

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
液状化被害を受けた住家の判定基準の見直し	3点の判定基準の見直し案を作成 ①床の傾きの評価方法の見直し

主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none">例えば、2面以上にある建具、床にある建具、掃き出しの建具が被害を受けやすい。どこを選択して計測するのが良いかを検討する必要がある。損害保険会社とかけ離れた方法で計測することは望ましくない。方法は参考とした方がよい。運用上どうしていかかが課題。建具も図る場所で角度が全く変わる。どのように調査をしていくのか、手順も含めて議論する必要がある。本来は床の傾きを測る趣旨だったが、方法が表に出すぎた。なぜ実施するかを記載した上で、方法の例示をする。大前提として、1次調査では例えば〇〇のような方法があります、という記載であれば各自治体がフレキシブルに運用できるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">床の傾斜を評価しているという趣旨を明らかにしつつ、1次調査及び2次調査における水平傾斜の測り方の例を指針に記載 ⇒指針への反映案 資料5 p.31-33,35,37-39参照

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
<p><u>液状化被害を受けた住家の判定基準</u>の見直し</p>	<p>3点の判定基準の見直し案を作成 ② <u>不同沈下による基礎の損傷程度の評価方法</u>の見直し</p>

主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> • 不同沈下は何度測ってもわからないこともある。何らかの代替手法は必要だろう。 	<ul style="list-style-type: none"> • 外観上判断が難しい場合における住家の不同沈下の判断方法として、「住家周辺に液状化等による地盤被害（土砂等の堆積を除く）が生じていることが明らかであり、外壁、柱又は床のいずれかが傾斜している場合」については、当該住家に不同沈下があるものとしてはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> • 運用上どうしていくかが課題。沈下があることに気づかず、指摘があつてやっと気づくということも想定される。 	<p>⇒指針への反映案 資料5 p.32,34参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 基礎持ち上げ工事が必要なことについて、自治体が調査に入る時点ではわからない。表現を再検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎持ち上げ工事の要否で損傷程度を評価することはせず、「不同沈下があること」、「2次調査（内部調査）により、1階で床が1/100以上傾斜している室があること」が確認できたものについては、基礎が潜り込んだことにより修復を要するほどの被害が生じているものと捉え、基礎の損害割合を10%と評価してはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> • 自治体からすると、工事を要しているかの判定は職員ではできない。 	<p>⇒指針への反映案 資料5 p.36-39参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 基礎持ち上げ工事を評価することは、本来は支援策の検討として議論する話ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 併せて、2次調査において、傾斜が1/60以上1/20未満の場合、柱及び基礎の損害割合を「不同沈下あり」なら25%（「不同沈下なし」なら15%）と評価している箇所について、不同沈下ありの場合の割り増し趣旨を踏まえ、「1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合」という条件を付してはどうか。 <p>⇒指針への反映案 資料5 p.35参照</p>

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

2. 1次調査の適正化

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
<p><u>液状化被害を受けた住家の判定基準</u>の見直し</p>	<p>3点の判定基準の見直し案を作成 ③被害認定調査の迅速化（<u>1次調査における判定方法の拡充</u>）</p>

主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 1/60以上の傾斜と床までの潜り込みが同時に起こった場合に「全壊」というのは安直ではないか。実際に起こり得る内容を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満」かつ「床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合については、 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市において、事例が液状化被害を受けた住家全体の約0.5%と極少数で、2次調査結果も1件しか確認できなかったことを踏まえ、1次調査における「全壊」の基準として位置付けるのは見送ることとしてはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 合算による判定は、2次調査をした際に違う結果が出てしまうので、やめた方がいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」かつ「基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合については、 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市において、液状化被害を受けた住家全体の約5%程度の事例は確認できたこと 2次調査結果も、損害割合のばらつきは31～45%程度であったことを踏まえ、1次調査における「中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）」の基準として新たに位置付けてはどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」の場合、「基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」の場合は「大規模半壊」、潜り込み深さがそれ以下の場合は「中規模半壊」とするのが妥当ではないか。 	<p>⇒指針への反映案 資料5 p.31,33,34,39参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満」かつ「基礎の天端下25cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある」場合については、 <ul style="list-style-type: none"> 2次調査結果では、各判定区分のうち「半壊」判定が（「中規模半壊」と同数で）最も多かったことを踏まえ、引き続き1次調査では「半壊」と判定する。

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

3. 2次調査の迅速化・適正化

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
2次調査の大幅な簡素化	損傷程度の例示の見直しを踏まえ、今後検討。
<u>損傷程度の例示</u> の充実・ <u>見直し</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 損傷程度の例示について、<u>5段階から3段階へ</u>の見直し案を作成・ 損傷程度の例示へ掲載すべく、液状化による損傷の写真を収集中

主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none">・ 3段階にすることは賛成だが、損傷の例示の記載が現実の調査における被害状況とかけ離れていることがある。	<ul style="list-style-type: none">・ ご指摘も踏まえ、「損傷の例示」の書き方について引き続き検討中
<ul style="list-style-type: none">・ 外壁も種類があり、「ボード」は何を示しているかわからない。具体的に名称を出すか、もっと割り切った書き方にするか検討いただきたい。	
<ul style="list-style-type: none">・ 3段階に分けるのはいいと思うが、行政が行う調査の粒度に合った示し方になるか検討いただきたい。	
<ul style="list-style-type: none">・ 程度ⅡとⅢの差が何か、ルールを決めておくとよいのではないか。	

第1回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

5. リモート判定等の活用促進

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
写真判定を行う場合の調査フローの検討	過去に応急危険度判定結果やドローン等で撮影した写真を活用して判定したことのある自治体等に対しヒアリング、データ収集等を実施中
主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 保険も被害認定も応急危険度判定も、それぞれ目的が違うので基準を統一するのは難しいが、結果を活用し合うのはあると思う。 リモート判定はぜひ活用すべきと考えるが、実際に運用した際の課題等を踏まえて丁寧に議論する必要がある。 応急危険度判定の活用を進めていくのであれば、応急危険度判定の従事者にも理解していただく必要もある。どういう条件であればできるかなど、そうした環境整備等もお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定、ドローン、360度カメラを活用して判定した経験のある自治体へのヒアリング結果を整理 運用指針では「航空写真」を活用する場合は前面に記載されているところ、ドローンや応急危険度判定時に撮影された写真等を活用して「全壊」判定することもあり得る旨を明示してはどうか。 <p>⇒ヒアリング結果 資料3 参照 ⇒指針への反映案 資料5 p.3,7-9,11-13,16,19,21,25,28参照</p>

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
損保協会との連携	損保協会との連携の在り方について検討中
主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 見るポイント、判断ポイント、測る場所も自治体と異なる。自分の顧客のところに行く際に一緒に自治体も行く、費用や日程調整もどうするのか、ということを見ると、協働は相当難しく、課題も多い。 損保との連携については、目的が違う中で、一部の指標を共有して活用し合うというのは賛成。ただ、保険会社と行政の双方の指針を突き合わせ、擦り合わせないと実施は難しいのではないかと。実際に使えるかどうか検証して検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘も踏まえ、協会と引き続き検討。

その他

概要	検討の方向性（イメージ）
令和7年11月12日付事務連絡の内容について	<p>水害時の1次調査における留意事項として周知した内容について、基準の趣旨を明らかにするという観点で、運用指針においても記載してはどうか。</p> <p>⇒事務連絡の内容 資料4 参照 ⇒指針への反映案 資料5 p.18参照</p>
1次調査の省略・2次調査の前倒し実施実施について	<p>今年度の水害において、水が汚れていなかったために浸水痕の確認（浸水深による1次調査）が困難であった例や、1次調査が概ね終わってからでないと2次調査が開始されなかった例があったことも踏まえ、地震だけでなく、水害による被害の調査方法としても、1次調査の省略・2次調査の前倒し実施が可能な旨を明記してはどうか。</p> <p>⇒指針への反映案 資料5 p.1,2参照</p>